

令和7年宇治田原町総務建設常任委員会

令和7年12月10日

午前10時開議

議事日程

日程第1 各課所管事項報告について

○企画財政課所管

・第1回ふるさと納税未来創造アワードについて

日程第2 付託議案審査

議案第55号 宇治田原町水道事業給水条例及び宇治田原町公共下水道条例
の一部を改正する条例を制定するについて

議案第57号 城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

日程第3 各課所管事項報告について

○まちづくり推進課所管

・令和7年度第1回宇治田原町空家等対策協議会の開催結果について

日程第4 その他

1. 出席委員

委員長	2番	光島 善正	委員
副委員長	6番	今西 利行	委員
	1番	谷口 茂弘	委員
	3番	堀口 宏隆	委員
	10番	藤本 英樹	委員
	12番	原田 周一	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	勝谷 聰一君
総務政策監	奥谷 明君

総務理事兼総務課長	村山	和弘	君
建設事業理事	垣内	清文	君
総務課課長補佐	飯田	謙吾	君
総務課課長補佐	西谷	久弥	君
総務課課長補佐	松原	慎也	君
企画財政課長	中地	智之	君
企画財政課課長補佐	岡本	博和	君
企画財政課課長補佐	角田	友和	君
企画財政課課長補佐	明尾	洋平	君
税住民課長	奥西	正浩	君
建設環境課長	中村	浩二	君
建設環境課課長補佐	田中	寿生	君
まちづくり推進課長	植村	和仁	君
まちづくり推進課 長補佐	山崎	浩典	君
産業観光課長	谷出		智君
産業観光課課長補佐	檜木		忍君
上下水道課長	下岡	浩喜	君
上下水道課課長補佐	石田	隆義	君
上下水道課課長補佐	衣川	信哉	君
会計管理者兼会計課長	岡崎	貴子	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	西尾	岳士	君
専門官	長谷川	みどり	君

開 会 午前10時00分

○委員長（光島善正） 皆さん、おはようございます。

本日は総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

着座によって進めさせていただきます。

本委員会は、12月3日の開会日に上程され、付託されました議案第55号及び議案第57号の2議案の付託議案審査及び各所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

ここで理事者より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聰一） 改めましておはようございます。

師走に入りまして、いよいよ令和7年もあと僅かとなってまいりました。

まず、12月8日の深夜でございます。ご承知のとおり、青森県の東方沖を震源とします震度6、八戸市におきましては起こったような地震がありまして、まずもって被災された皆様方に対しまして、お見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧をお祈りをさせていただくとともに、明日は我が身だと思いまして、防災減災意識、危機感を持って、取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年はインフルエンザが大変流行しております、本町の例えは学校におきましても田小の2年生が今、11日まで学級閉鎖となってございます。学校現場におきましても、受験シーズンでもありますので、対策はしていただいておりますけれども、我々も含めまして各自健康管理にはご注意をいただくと存じます。

また、この間におきまして、まず11月の30日、人権のつどいご出席を賜りまして、ありがとうございました。ミニコンサート、映画上映、そして標語の入選作品の表彰というところで、皆様に人権の大切さというのをお考えいただいたと思っております。

また、今後におきまして、年内につきましては、まず21日にお茶の里のうじたわらマ

ラソンというところがございます。そして、年末の警戒というところで、26日の金曜日から29日まで消防団の皆さんにもお世話になりますが、予定をしております。

そして、年明けまして、1月の11日でございますけれども、消防団の出初式、そして午後からは二十歳のつどいということで、こちらも予定をしておりますので、ご出席を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

さて、本日は委員長からもございましたが、本委員会に付託をされました議案並びに所管事項のご報告をさせていただく予定はございます。よろしくご審査を賜りたいと思っております。

最後になりましたが、年の瀬、お忙しいと思いますが、議員各位におかれましてはご自愛をいただきまして、ますますご活躍をいただきますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長（光島善正） ありがとうございました。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。

◎各課所管事項報告について

○委員長（光島善正） 日程第1、各課所管事項報告についてを議題といたします。

企画財政課所管の第1回ふるさと納税未来創造アワードについて説明を求めます。明尾企画財政課課長補佐。

○企画財政課課長補佐（明尾洋平） 第1回ふるさと納税未来創造アワードについて、報告させていただきます。

先月11月20日木曜日を開催されました、ふるさと納税未来創造アワードで、ミラチャレの取組が、この中のこども・学び推進賞という賞を受賞しましたので報告させていただきます。

このふるさと納税未来創造アワードは、ふるさと納税ニッポン！というサイト運営等を行っているアイハーツという会社が創設したもので、ふるさと納税制度の原点に立ち返り、寄附がどのように地域を変えたかをたたえる全国初の表彰イベントとなっており、今回が第1回目となっていました。

表彰は、この子ども・学び推進賞のほかに、地域未来づくり賞、健康と暮らし支援賞、交流・にぎわい創出賞、心と備えのまちづくり賞と5つの部門が設けられまして、子ど

も・学び推進賞では16の事例のエントリーがありました。

投票ですけれども、こちらはふるさと納税従事者や寄附者による一般投票などによつて、ノミネートされた取組の中から、この11月20日のアワード当日に、各自治体の30秒ほどのプレゼン後に会場投票が行われまして、ミラチャレの取組が評価され、受賞するということになりました。

その他の受賞自治体は、こちらのほうに記載のとおりとなっております。以上です。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） まず、このアワード受賞、おめでとうございます。

実は、この大きな表彰を受けた写真が載っておるんですけども、実はこのことについて、住民さんからちょっと違和感あるという話が私のほうに2、3ありました。

と言いますのは、確かに町長がふるさと納税に関して、過去一所懸命にやってきて、いろんなあれで、選挙のときも含めて、そういうことをPRされてきたわけで、住民さんも周知のことなんですけども、ここの町長にもなって、まだこうして外へ出るのか。こんな暇があったら、もっと町のことせいというようなことの話があったんです。

私は、ここ半年、1年、町長をずっとそばで見てまして、いろいろ努力されているいののは分かってるんですけども、ふるさと納税そのものが、職員時代に、例えば返礼品の業者の開拓とか、何とかいうのは当時先輩の職員さんに連れられて、一件一件ずっと紹介されて、紹介してもらって、開拓してきたというような話をその方よくご存じで、実際に私もそういう話は当時聞いてましたけれども、部下を育てるというたらおかしいですけども、そういうような要求をしてたのに、まだ町長になってもこうやって自分が出てくるんかと。これが、そのホームページを見られて、これ全く同じ写真であったと思うんですけども、ということで違和感あるという話があったんです。

その辺、むしろもっと職員を大事に本当しているのか。まして、副町長とかおらないような体制の中において、外へ出かけている、こういう暇あったら、もっと町政に力入れ、みたいな話があったんで、まあまあ実はこうして頑張ってるんやという話は私が一応しておきましたけれども、そういうような、一応クレームではないんですけども、クレームみたいなクレームがあったということをここでご報告しておきたいと思います。何かそういうに対応してあれば。

○委員長（光島善正） 勝谷町長。

○町長（勝谷聰一） ありがとうございます。まず、その場において、プレゼンをしてい

た首長さんはたくさん、この受賞者の中の、ほとんど首長さんのプレゼンです。つまり何が言いたいかというと、町として、これだけの熱量を持ってるかという部分において、そのトップが行って発表することの意義がまずあると思います。

今、原田委員、議長もご承知のとおり、私、要望なりで東京によく行っています。つまり、その日程にフィットしていたんで行くということも、よりスムーズ、つまり前日まで違う要望行っています。なので、そこの流れもございます。

職員につきましては、もちろん一所懸命やってくれていると思いますし、その場にも来てもらいました。そこで、ほかの自治体とか、使い道の取組に関係する事業者もいらっしゃったんで、意見交換なんかもしてもらっています。

外へ出ることは、私はむしろもっとせなあかんなというぐらいに思ってます。私は、トップセールスマンでもあるべきやと思っているので、ぜひその方にお伝えいただきたいのは、町政のことはむしろこの間も理事をトップとする組織として動いてくれています、行政のほうは。なので、むしろ町長は外交というか、そっちのほうが大事やと思うので、今回の行動に関して、ご批判としての意見、僕批判というか、意見としては、真摯に受け止めたいんですけども、トップがセールスマンじゃないということも、私は変な気がしてまして、その辺り少しだけご意見もいただきながら、ご理解いただくようにしたいと思いますし、私が出ることで、これも恐縮なんですが、テレ東のWBSに長尺で登場しました。この辺のプロモーションの効果というのも、ぜひ考えてほしい。それ1回の返礼品もそんなにストロングなものがない町が、WBSのその尺のほとんどを私に使ってくださいました。ここの意義なんかも、これ私が行ったからやと思ってますので、ぜひその辺りの効果もあるということもご理解いただいて、一方で、職員をおもんばかりていただける発言については、大変感謝をしています。私もやはりこの難しい時代に、町職員がどんだけこのまちづくりのために、貢献できるかというのは、町の未来を決めると言っても過言では、プロの行政職員がどう動くか、そこに住民さんといかに連携するか、議員さんといかにこうやった意見交換をするかと思ってますので、今のご意見、本当に水面下というか拾い上げてもらった声やと思うので、大変ありがとうございますし、私の今の思いなんかもポジティブな部分でお伝えをいただけると幸いです。ありがとうございます。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、町長おっしゃったように、当然、町長自らトップセールスして動くということにつきましては、過去私も歴代の前町長、その前の町長に対しても、こ

このまだ庁舎ができるてない、まだ開発が進んでないときには、もっと企業誘致を含めてやらなきやあかんちやうんかと言うてきた一人でもあるんで、そのことの意義はよう分かります。

ただ、住民さんにしたら、この写真しか判断がないし、それと、今、言われた前日の公務とかいうのも私は知っていますんで、だからそういうような話もしたんですけども、ただ住民さんからしたら、この写真だけで、この写真というのも、しかもホームページにずっと載っている。だからということで、物すごい違和感あるという話でした。

だから、今後、その職員さんの指導含めて、育てるという意味でも、そこらを考えた行動いうのをとっていただけたらと。住民も納得いくのちゃうかというようなことやと思いますので、その辺よろしくお願いします。

○委員長（光島善正） ほかに。勝谷町長。

○町長（勝谷聰一） もう一点だけ、補足というか、私の実は予定で公務で、公開できるものについては、実はそれもホームページに載ってまして、文章だけなんですけれども、それも今回就任してから、一応予定として挙げてますんで、それも一度お勧めというか、見てもらえる、言うといてもらえるとありがたいです。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ござりますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて企画財政課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたしました。

これで日程に上げておりますただいま出席の所管分の各課所管事項の報告を終了いたしましたが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 一点だけ、お聞きしたいことがあります。

実は、道路交通法いうんですか、というあれで、法律の改正で、自転車なんですけれども、来年の4月1日から、16歳以上なんですけれども、一応青切符切られて、罰金もあるということが施行されます。

現在、維孝館中学生、自転車通学されてるんですけども、これ16にならないんで、罰金の対象にはならないんですけども、かなり町内でも高齢化で、免許証の返上で、自転車に乗られて買物とか含めて移動される方が増えてます。

この辺の反則金が出てきますんで、この辺の周知、徹底いうんですか、その辺は町と

して、どういうふうにされていくのか、この4月いうことであと半年ないんで、その辺の、どういうふうに進められていくのかどうかいうのをお聞きしたいんですが。

○委員長（光島善正）　村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘）　今、原田委員おっしゃいましたように、道路交通法が改正されまして、令和8年4月から自転車の交通違反に対する罰則が強化されるということは承知はいたしております。

これまでから、自転車の交通ルール、マナーについては、数多くの議員さんからご意見をいただいておりまし、本町のホームページにおきまして、これまでから自転車の交通安全としてタイトルをつけて、掲載をしているところでございます。

今、警視庁のホームページ等を見ますと、今、おっしゃられたような令和8年4月1日から青切符の導入という形で、警視庁のホームページにもアップされてますし、こういったものをリンク貼るなどして、引き続いて改正内容についても更新をして、啓発のほうしてまいりたいと考えております。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　特に、高齢者の方はなかなか今のパソコンとか、そういうようなことには疎いんで、なかなかそういうものを見るという機会も少ない。

だから、何かチラシを作るとか、あるいは何かイベントで、何かこうやるとか、何かそういうこう啓発活動というものをちょっと併せて企画でもしていただけたらと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（光島善正）　村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘）　また、担当変わりますが、高齢者施策をしている福祉課等々も連携を図りながら、イベントの際にチラシを配れるというようであれば、その辺はまたしていきたいなと考えます。以上です。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　ぜひよろしくお願ひいたします。

○委員長（光島善正）　ほかにございませんでしょうか。今西委員。

○委員（今西利行）　役場職員の接遇について伺いたいと思います。

先日の町長のミートアップインスタライブでも、役場に行って不快な思いをしたという趣旨のコメントが寄せられました。私も聞いておりました。

ほかにも、住民から新庁舎になって、窓口と職員の間遠くなつたためか、課によっては、窓口に立ってもなかなか気がついてもらえないとか、何しに来たのかというような

対応があつて、不快な思いをしたと感じた、などの声を聞いております。

多くの職員の方は、懇切丁寧に対応していただいているということについては承知しておりますが、一部そういった声が寄せられていることからも、今一度、接遇についての指導なり研修なり、徹底する必要があるのではないかと考えますが、いかがですか。

○委員長（光島善正）　村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘）　窓口の対応の向上につきましては、これまでから職員に対して周知をしているところでございます。

一例だけ申し上げますと、本年6月の17日に、町長のほうから町長メッセージということで、住民目線の意識と積極的なコミュニケーションをと題しまして、町長自ら職員に対してメッセージを送信をいたしました。

簡単に紹介しますが、日々の業務で住民と接する際は、T P Oに応じて積極的に挨拶や声掛けを、ちょっとした一言が住民の安心感、信頼感につながりますというふうなメッセージを発信したところでございます。

今後も引き続き、庁舎内の全ての職員が、住民目線の窓口対応を意識し、来庁された方に安心信頼していただけるように努めてまいりたいと考えております。

○委員長（光島善正）　今西委員。

○委員（今西利行）　私は、一般質問等で優しい日本語とか等々についても質問させていただいたんで、今、おっしゃっていただいたように、今後ともそういうことを含めて丁寧な対応というか、懇切な対応をよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（光島善正）　ほかにございませんでしょうか。藤本委員。

○委員（藤本英樹）　今、職員の接遇についてお話をあったんで、これお願いなんですかとも、役場の南側の駐車場、一般の方も駐車されるほうの駐車場ですけれども、そこで会計年度の職員さんも駐車されているんですけども、逆走が目立つんです。

今一度、会計年度職員さんの方で駐車される方には、逆走シーンと矢印どおりに進んで、駐車するよう徹底しておいていただけたらと思いますんで、よろしくお願いいいたします。これはお願いですんで、答弁は結構です。

○委員長（光島善正）　と/or うことで、よろしくお願いいいたします。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正）　当局から何かございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時24分

○委員長（光島善正） 休憩前に引き続き会議を始めます。

建設事業関係所管分に係る事項について始めます。

◎付託議案審査

○委員長（光島善正） 日程第2、付託議案審査について。

◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 議案第55号、宇治田原町水道事業給水条例及び宇治田原町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するを議題といたします。

当局の説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 議案第55号についてご説明申し上げます。

議案第55号、宇治田原町水道事業給水条例及び宇治田原町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、災害その他非常時において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者が給水装置及び排水設備等の工事を行うことができるようになるなど所要の改正を行うものです。

議案第55号の後ろについております資料をご参照ください。

まず、宇治田原町水道事業給水条例では、水道法第16条の2第2項の規定に基づき、条例第11条に、給水装置工事は、管理者又は適正に施工できる指定給水装置工事事業者が施工すると定めています。

また、宇治田原町公共下水道条例では、下水道法第10条第3項の規定に基づきまして、下水道法施行令第8条に定める排水設備の設置及び構造の基準の満たすための条例第7条に、排水設備の設計及び工事は、排水設備指定工事店でなければ行ってはならないと定めております。全国の事業体におきましても、工事の品質確保のために、同様の条例を定めております。

しかしながら、令和6年の能登半島地震では、指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の確保が困難となったことから、宅内配管の復旧が遅れることとなりました。

これを踏まえまして、災害その他非常の場合におきまして、管理者が認めるときは他

の市町村長の指定を受けた者が給水装置及び排水設備等の工事を行うことができるよう
に、国土交通省の有責助言がありましたので、それに基づき、改正を行うものです。よ
ろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですから、質疑をこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第55号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって、議案第55号、宇治田原町水道事業給水条例及
び宇治田原町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり
可決すべきものと決しました。

◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 次に、議案第57号、城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規
約の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。中村建設環境課長。

○建設環境課長（中村浩二） 議案第57号、城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規
約の一部変更について、ご説明をさせていただきます。

議案第57号の資料をご覧いただきたいとお願いいたします。

本議案につきましては、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町、そして宇治田
原町の3市3町で構成いたします一部事務組合城南衛生管理組合が共同処理する事務と
して、組合市町以外の地方公共団体からの受託処理に関する事務を追加すること及び城

南衛生管理組合規約の改正することにつきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この変更によりまして、委託処理の受入れを予定する事務といたしましては、資料中段部分に変更内容に記載をさせていただいておりますが、特に環境衛生組合からのし尿及び浄化槽汚泥の委託処理でございます。

この委託の要因といたしましては、特に乙訓環境衛生組合における下水道の普及に伴うし尿処理の減少、それから処理施設の老朽化等によるものでございます。

城南衛生管理組合におきましても、管内市町における下水道普及によりまして、処理量も減少してきており、また搬入が想定される量が少量でございますので、その量を加味した場合におきましても、現有処理施設において支障なく対応可能であると報告を受けたところでございます。

そのほか、施行の時期といたしましては、各構成市町、議会での議決、京都府への許可申請等の手続を経まして、城南衛生管理組合と乙訓環境衛生組合の委託契約締結後に委託処理が開始される予定でございます。

なお、本資料裏面には、本議案に関する根拠法、関係条文、抜粋して記載をさせていただいているところでございます。説明につきましては、以上でございます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 今、説明のありましたとおり、城南衛生管理組合、3市3町で今までこの汚水の処理をされてたんですが、ここ数年の下水道の普及により、当然そのくみ取り含めて相当減っているということで、施設が余っているというんですか、余っていると言つたらおかしいんですけども、1回、言うたら、施設を動かすのに同じような量が関係なく費用がかかるということも、確かにここ10数年来ありました。

そこにこうして、今回規約の改正ということで、乙訓のほう受けるということ、これは乙訓のほうも独自でやってたのが、だんだんメリットがなくなってきたというんですか、今、課長から説明がありまたように、当然施設の維持管理含めて金かかるから、こちらのほうでという、当然人口からいっても、城南管のほうが多いんですね、ここでお願いしたいということの意味としてはよく分かるんです。

そこでお聞きしたいのは、これによって、3市3町が受けるメリット、金額的なメリットというんですか、当然これ処理量とかによっていろいろ変わるとは思うんですけども、そういうメリットというのは何か資料、資料言うたらおかしいですが、そういうのが

あるんでしょうか。お答えできますでしょうか。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） まず、乙訓環境衛生組合から搬入される数量といたしまして予定しておるのが、令和6年度実績で1,069キロリットルでございます。

この搬入されましたし尿及び浄化槽汚泥を処理するために、衛管のほうでは委託処理を受けるということになりますが、その委託料における収入を年間約1,000万円から1,500万円と見込んでおると報告を受けております。

この処理費用、委託が、衛管の収入になるということでございますので、本町が浄化槽及びし尿の処理実績に基づいて支払っておる分担金のほうに影響が出てくることになります。

なお、分担金の料にいたしましては、し尿の、宇治田原町の搬入割合といいますと、大体12%と聞いておりますことから、この約1,000万円と見込んだ場合、その12%、約120万円がし尿及び汚泥を処理するのに費用から差し引かれるということになりますので、この120万円が年間宇治田原町が支払つける分担金から差し引かれるという形になりますので、その点でメリットということは言えると考えております。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、お聞きのとおり、そうして本町にとっても、宇治田原町の宇治原から城南衛管に拠出している分担金、これが120万ぐらい減るというのが、相当我々にとってもメリットあるということなんで、何も反対する理由は一切ないんじゃないかなと思いますんで、非常にええことやと思います。

乙訓のほうは、完全にやめるということの理解でいいんですね。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） 説明の中でも申し上げましたとおり、乙訓の施設のほうが老朽化をしておるということから、今回城南衛生管理組合のほうにその処理をお願いすると応じかけがあったと聞いておるところでございます。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 非常にいいことやと思いますんで、ぜひ進めていただきたいと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

○委員長（光島善正） ほかに質疑ございますでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（光島善正） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第57号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の举手を求めます。

(賛成者举手)

○委員長（光島善正） 举手全員。よって、議案第57号、城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、総務建設常任委員へ付託されました議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、12月17日の本会議において討論される方は、討論通告書を12月15日月曜日午後5時までに議長宛てに提出してください。

◎各課所管事項報告について

○委員長（光島善正） 日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まちづくり推進課所管の令和7年度第1回宇治田原町空家等対策協議会の開催結果について説明を求めます。植村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） お手元の資料に基づきまして、報告をさせていただきます。

こちら、第1回宇治田原町空家等対策協議会、開催いたしました。

開催日時につきましては、11月11日の火曜日午前10時より、役場庁舎会議室にて行っております。

出席委員は、小沢会長、辻井副会長ら8名が出席、当日の傍聴者は1名でございました。

議題につきましては、資料にもございますとおり、(1)から(3)の内容でございまして、

今年度初めての会議でもあることから、この間の取組、お試し住宅や空家バンクの状況等の報告、またその他意見交換等行ったところでございます。

会議結果につきまして、(1)です、空家対策の取組状況につきまして、特にお試し住宅の運営状況に関しまして、入居者からのヒアリングの結果、お試し前は宇治田原町が田舎で不便だと思っていたが、京都、滋賀、奈良への交通アクセスがよかつたとか、見守りボランティアと地域コミュニティが程よく機能していたというようなご意見をいただいた半面、車がないと少し不便などの意見もいただいたことをご報告いたしました。

また、空家対策の取組状況につきまして、空家バンクへの利用登録、本町への移住希望者の方は53名の登録者数がある一方で、登録物件につきましては、奥山田地内の物件もマッチングができて、登録物件は会議当時ではゼロ。現在は、岩山の物件が1件登録されましたが、であることから、地域の活動団体とも連携した掘り起こしに努めている旨報告いたしております。

(2)番目、10月内に行いました工業団地管理組合に加入しております事業所への従業員を対象といたしました、移住定住施策を促進するための少人数世帯向け、集合住宅のニーズ調査につきまして、移住定住のハードルとして希望する物件が少ないということや、望む施策としては公共交通の充実等が求められていることなどを報告しております。

委員からの発言がありました意見と、こちら概要まとめておりますが、空家バンクの利用登録者、年齢層、大体50から60歳台で半数を占めている。まちづくりの観点としては、できる限り若い世代というところでのそごが生じているので、若い世代へ遡及するような周知対策を考えていくことが必要である。移住希望者は、ネット、それからアプリ等様々な手段を用いて物件の情報を入手されている。自身の生活基盤も考えながら、移住先の物件を選別されているので、またその物件価格も大きな要因の一つとなっている。今現在、消去法の中で、その先を決められているのが現状であるというご意見もいただいております。

また、移住してきた若い方、子育て世代の声を聞いて、移住を考えている同世代へ伝えられればその悩みも一つ減るのではないか、声を聞き取るアンケート等を行ってはどうか、また空家バンクに係る相談も増えてきているが、対象となる物件が少ないのが悩みである、登録物件を増やしていくには所有者の相続登記、それと家財整理が重要となる、各委員の日頃の活動、それから立場に応じた知見を元に、ご意見や情報交換が行われたところでございます。

今後も空家等に関して、相談件数も増えてきているなど、空家に関する地域、住民の

方々の意識も高まりを見せてきております。対策協議会の中でも、議論をいただきながら、状況に応じた対応、それから移住に向けた伴走支援に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上、ご報告いたします。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 今、いろいろ説明あったんですが、一点だけ。

少人数世帯向け集合住宅ニーズ調査の説明があったんですが、もう少し詳しく教えてほしいんですが。少人数世帯じゃ、大体具体的にもう少しどういう世帯を対象というかされているのか。

○委員長（光島善正） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） 実は現在、うち集合住宅で、開発指導しているのが、いわゆる子育て世代を来ていただきたい、いわゆる家族として、大人2人子ども2人程度の人数で始めは思っております。

この少人数と言いますが、例えば新婚家庭で、大人2人、もしくはまだ小さいお子さんがいらっしゃるお一人ぐらかなという想定でありますけれども、例えば小学低学年までぐらいのお子さんがお一人ないしお二人ぐらいいらっしゃるところを、少人数という言い方をしながら、いわゆる広い面積ではなしに、もう少し狭い面積の中でのそういった住宅開発というのを視野に入れて、検討したらどうかというのが、このアンケートの目的の中にありました。

ですので、そのアンケートを取った、特に工業団地の方々を中心にアンケートをとらしていただいたんですけども、要はどんだけのニーズがあるのかというのが、今回の目的で調査をさせてもらっています。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。

今の報告もあったかもしれないと思うんですが、その調査結果と、それを受けてどのようにこう評価されて、今後どういうふうに形に展開されていくのか。その形を伺えますか。

○委員長（光島善正） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） あくまでも空家対策というところになりますので、具体的にこの対策委員会の中で、開発、先ほど申し上げました開発の建物というところには直接はしないので、これはこれでまた開発の中での検討はしていきます。

ちなみに、空家をお借りされる方、いわゆるその空家バンク登録されている方というのは非常に多いですが、先ほど課長説明があったように、今度はお貸しいただける空家がなかなかない状態でございます。

ですから、ここマッチングがなかなかできないんで、その中でニーズとして、例えば先ほど申し上げましたご夫婦、新婚家庭であったりとか、それからまだ小さいお子さんで就学前のお子さんたちが、例えば宇治田原に住んでいただく場所がなかなかなかつたりするんで、そういうところを、いわゆる民間企業の開発になりますけれども、そういうところを、例えば町の考え方をもつていいかというのが今回のこのアンケート調査になりますんで、今後はこの開発であったりとか、こちらのほうも具体的な検討をこれから続けていくんですけれども、できればそういういろんな方々に宇治田原町に住んでいただきたい、ただ単身とか少人数と言いましても、お一人ということではなしに、ご夫婦とか新婚家庭とかいう方々にお越しいただいて、宇治田原町で子育てをいただけへんかなという思いの中で、今後検討を続けていきたいと考えております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。ということは、業者とも相談しながら、進めていくというふうに考えればいいんですね。分かりました。

○委員長（光島善正） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） 相談ではなくて、あくまでも業者さんのほうからのそういうご提案に対して、我々のほうは開発の中で指導していきたいと考えております。

今現在のその指導の内容をまた見直しながら、検討するというのが今の現状でございます。

○委員（今西利行） 分かりました。結構です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにてまちづくり推進課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に上げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 開発に関係してお聞きします。

ご存じのようすに、山手線沿いの南地区ですが、現在、開発の計画が進められていると思うんですが、予定されている工事は水を大量に使うそうで、そのために井戸を掘つておられると聞いております。

それで、住民の方からですが、水枯れが起きないか心配されております。この夏、特に水枯れで田植えができなかつた、これは南地区も含めてなんですかけれども、田植えがいつもより何日も遅れたところもございます。

また、名神の関係では、荒木地区ではほとんどの井戸が枯れてしまったということもあると思います。

まだ計画中段階であると思いますが、このことについて、町としてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（光島善正） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） まず、新名神のこととは切り離してお考えいただいたほうがいいと思います。

現在、おっしゃっていただいた山手線、府道の南バイパス沿いでの、今、井戸の試掘調査でボーリングをされております。

水を使われる事業ということもあって、その水量についての調査をされております。

先ほどからご心配されている水枯れについてですけれども、町としても水枯れをするような、例えばそのヨの取水とか、いうことを推奨しているわけではなくて、あくまでも町の指導の中で、当然水枯れしないように、それからそういう影響が出ないようにという指導はさせていただいております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。今後も名神とか、山手線の開通に伴つて、開発を進めていかれると思いますので、今後の開発に当たつては、環境に十分留意していただき、住民の声、特に不安の声もしっかり聞いていただいて、進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（光島善正） ほかにございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） 当局から何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（光島善正）　日程第4、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正）　当局から何かございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正）　事務局から何かございませんでしょうか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正）　ないようでございますので、日程第4、その他について終了いたします。

本日は、付託議案2件及び各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼を申し上げます。

第3四半期も終盤に差しかかり、今年度も残すところ3か月になろうとしております。

また、委員会所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

1月の閉会中の委員会においては、第4四半期の執行状況の報告を願う予定としております。1月22日午前10時から予定しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉　　会　　午前10時51分

宇治田原町議会委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

光　　島　　善　　正